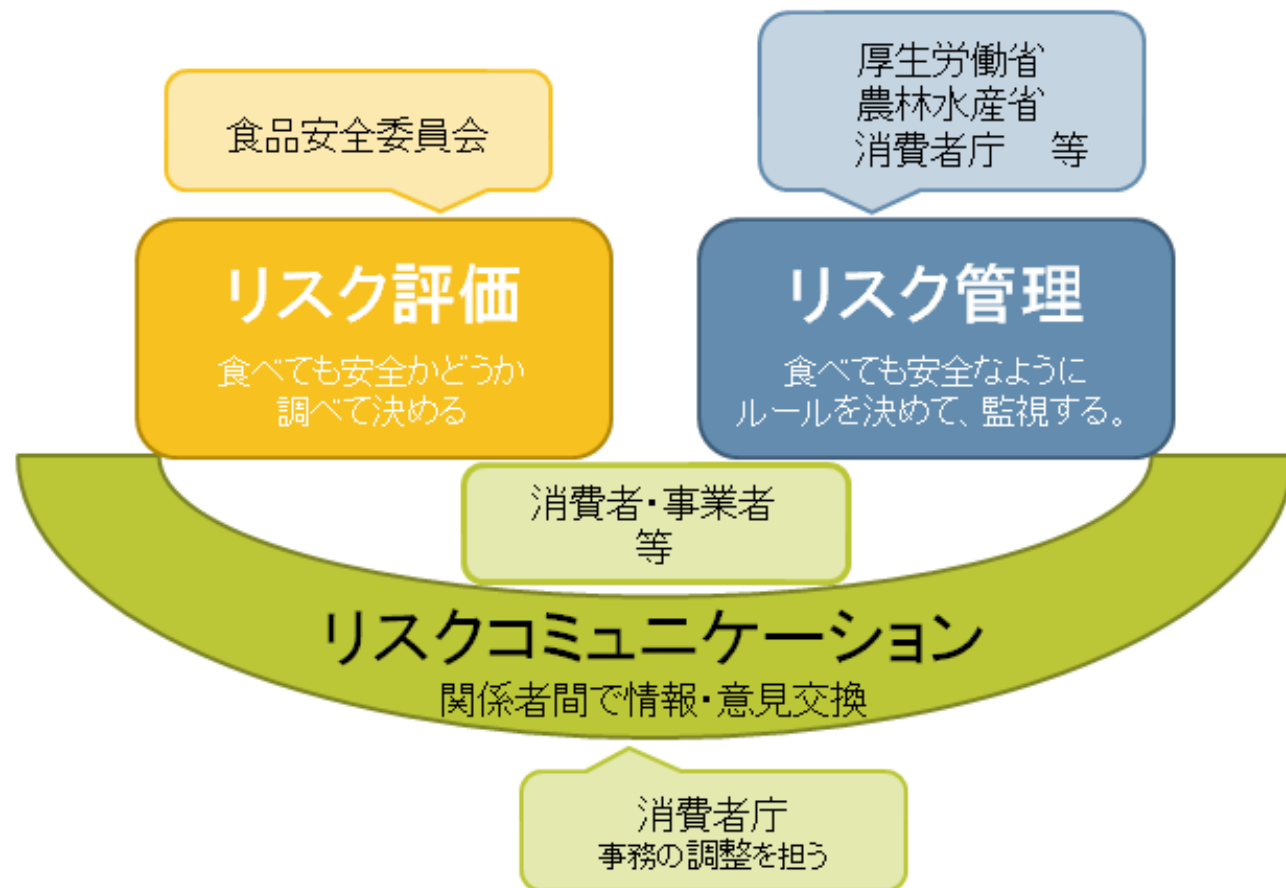


# リスク分析とリスクコミュニケーション

輸入食品、加工食品の増大など、食生活を取り巻く環境が大きく変化していることに加え、牛海綿状脳症(BSE)の発生など、食品の安全を脅かす事件が相次いで発生しました。このため、平成15年、食品の安全にリスク分析(リスクアナリシス)の考えを導入した食品安全基本法が制定されました。

食品安全基本法は、「国民の健康の保護が最も重要」であることを基本理念として定め、国、地方公共団体、事業者の責務や、消費者の役割を明らかにするとともに、この分野で国際的にも受け入れられている「リスク分析」という考え方に基づいて、食品の安全性の確保を総合的に推進しています。

## 食品安全行政のリスクアナリシス



## リスク分析(リスクアナリシス)とは

食品中に含まれるハザード(食品の安全を脅かす危害要因)を摂取することによって人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、またはそのリスクを最小限に抑えるための考え方です。

リスク分析は、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの3つの要素からなっており、これらが相互に作用し合うことによって、リスク分析はよりよい成果が得られます。

リスク評価は、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正な評価を行うことを目的とし、リスク管理は、リスク評価に基づいて食品の安全性確保のための規制や指導を行います。



## リスクコミュニケーションとは

リスク評価やリスク管理の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、相互に情報の共有や意見の交換を行うことです。

消費者庁では、リスク評価機関やリスク管理機関、地方公共団体、消費者団体と連携したリスクコミュニケーションに取り組んでいます。